

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (423) ー略ー</p> <p>(423) の 2 ー略ー</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) ～ (423) ー略ー</p> <p><u>(423) の 2 不動産 小規模不 60,000円</u> <u>特定共同事業法 動産特定</u> <u>第41条第1項の 共同事業</u> <u>規定に基づく小 の登録申</u> <u>規模不動産特定 請手数料</u> <u>共同事業の登録</u> <u>の申請に対する</u> <u>審査</u></p> <p><u>(423) の 2 の 2 不</u> <u>動産特定共同事 小規模不 60,000円</u> <u>業法第41条第3項 動産特定</u> <u>の規定に基づく 共同事業</u> <u>小規模不動産特 の登録更</u> <u>定共同事業の登 新申請手</u> <u>録の更新の申請 数料</u> <u>に対する審査</u></p> <p>(423) の 2 の 3 ー略ー</p>
<p>(423) の 3 ～ (478) ー略ー</p>	<p>(423) の 3 ～ (478) ー略ー</p>

山形県空港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(運用時間等)</p> <p>第2条 空港の運用時間は、山形空港にあつては8時から<u>19時30分</u>まで、庄内空港にあつては7時から22時までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。</p> <p>2及び3 -略-</p>	<p>(運用時間等)</p> <p>第2条 空港の運用時間は、山形空港にあつては8時から<u>20時</u>まで、庄内空港にあつては7時から22時までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。</p> <p>2及び3 -略-</p>